

下森議員（自民議連）

平成 29 年 9 月 21 日

教育長 答 弁 実 録

（ 教 育 委 員 会 ）

（問）郷土の歴史や伝統に根差した文化芸術及び芸能に対する取組について

先日の報道によれば、歴史的な建物や史跡などを生かした地域振興が進めやすくなるよう、文化庁は、文化財保護法を大幅に改正する方針を決定したとのことであり、新たな制度では、市町村や教育委員会、観光団体、文化財所有者などが協議会をつくり、活用を進めたい文化財について保護にも配慮した基本計画を定め、美術品や伝統行事、文化財指定に至っていない建物などの活用を検討することも推奨することとされている。

そこで、このような仕組みを、郷土の文化財の保存及び活用並びに持続可能な体制づくりに役立てていくべきであると考えますが、県としてどのように取り組んでいくつもりか、教育長の所見を伺う。

（答）

文化財の保存・活用は、地域の歴史や文化への理解を深めるとともに、地域の活性化などに寄与するものであり、教育委員会では、文化財保護法や広島県文化財保護条例に基づき、重要な文化財の指定や財政支援を行ない、市町をはじめ所有者や地域住民とともに、保存・活用に努めてきたところでございます。

一方、近年は過疎化や少子高齢化などに伴う地域の衰退や地域文化の担い手不足により、豊かな伝統や文化の保存・継承が危機に直面しており、社会全体で支える体制づくりが急務となっているところでございます。

このような社会状況の変容を受け、文部科学大臣は、本年5月に、文化財保護法の改正も視野に入れた検討を文化審議会に諮問し、8月31日、中間まとめが公表されたところでございます。

今回出されました中間まとめは、文化財の保存と活用に関する基本的な考え方やこれからの時代にふさわしい文化財の継承のための方策は示されておりますが、国、県及び市町の役割分担の在り方などその具体については、引き続き検討されているところでございます。

今後、国において一連の文化財保護制度の見直しが行なわれることとなっており、教育委員会といたしましては、情報の収集に努めるとともに、市町への情報提供を含め、郷土の文化財の保存・活用及び持続可能な体制づくりに

しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。